

北九州市告示第326号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定により北九州広域都市計画を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により次のとおり告示し、同条第2項の規定により同法第14条第1項に規定する図書を公衆の縦覧に供する。

令和6年7月30日

北九州市長 武内和久

1 都市計画の種類

用途地域

2 都市計画の変更に係る土地の区域

| 区    | 区域                                   |
|------|--------------------------------------|
| 小倉南区 | 津田四丁目、津田五丁目、沼本町四丁目、舞ヶ丘一丁目及び湯川三丁目の各一部 |

3 縦覧場所

北九州市小倉北区城内1番1号

北九州市都市戦略局計画部都市計画課